

押印の廃止と届け出書類の簡略化について

① 下記の書類は4月1日申請分から押印を廃止します。

- 要介護認定申請書・・・提出代行者の押印欄
- 介護保険居宅介護（支援）サービス費等支給申請書（償還払い用）
- 介護保険特例サービス費等支給申請書（受領委任）
- 介護保険高額介護サービス費等支給申請書
- 介護保険標準負担額・特定標準負担額差額支給申請書、同意書
- 事業所の指定申請、加算届等の届出書類（代表の押印、役員の押印等）
- その他処遇改善加算の書類等

※その他の申請書等は令和3年度中に見直しを行い、基本的には廃止していく予定です。（別途お知らせします）

※旧様式や押印があっても受付はします。

② 指定や変更届等の届け出書類の簡略化について

- 事業者の届け出書類については、特に指定更新申請を主に添付書類を省略しています。ホームページでご確認ください。
- 勤務一覧については、厚生労働省が示す統一様式としております。
- 提出期限についてはこれまでどおり指定・更新については1か月前、変更届は変更の日から10日後、加算届については前月15日までとしておりますので期限厳守をお願いします。

※提出方法については、メールでの提出も可能とします。ただし、届出書、勤務一覧、資格者証の写し等個人情報を提出される場合は、各事業所セキュリティ対策を講じたうえでの提出としてください。